

まん延防止等重点措置区域の更なる追加を受けて

本日、政府対策本部において、新たに要請のあった18道府県に対し「まん延防止等重点措置」を適用し、2月20日まで対策を講じるとともに、今月末までを期限としていた3県の重点措置を延長することが決定された。いずれも知事の要請に対し、迅速に御対応いただいたことは、全国知事会からの要請を踏まえたものであり、深く感謝申し上げます。

これにより、まん延防止等重点措置が適用される区域は34都道府県となり、また連日、全国各地で過去最多の新規感染者が確認されるなど、感染の広がりに歯止めがかからない。これ以上の感染拡大を抑制するため、オミクロン株の詳細な性状を分析し、その特性や各都道府県の感染状況、生活圈域の違いに応じたオミクロン株に適合した実効ある感染対策を早急に確立、実行するよう強く求める。

全国知事会は、国民の生命と健康を守るため、引き続き国や市町村、医療関係者等と一体となって、感染拡大の抑え込みに全力で取り組む決意である。政府におかれては、地方と迅速に協議の上、在宅療養の環境整備やワクチンの円滑な接種、保健所や在宅も含む医療サービスなど、政府の総力を挙げて現場を支援していただくようお願いする。

令和4年1月25日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 鳥取県知事 平井 伸治

本部長代行

福島県知事 内堀 雅雄